

## 議案第 61 号 訴え提起前の和解申立てについて（資料）

### 1 趣旨

市道岩手飯岡駅南公園線道路整備に係る墓地の用地取得に際し、保存登記されていない土地について、所有権を移転する登記を「訴え提起前の和解」手続により行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

### 2 対象土地の状況

当該土地の表示登記（土地の物理的状況を表示する登記）は次のとおりである。しかし、保存登記（権利に関する登記）は行われていない。

<表示登記の内容> 所在：盛岡市永井 17 地割 地番 63 番 2  
地目：墓地  
地籍：16 m<sup>2</sup>  
所有者：A

### 3 所有者の状況

表示登記の所有者欄に記載されている A 氏は、現存しておらず死亡していると考えられるが、戸籍謄本が破棄されており確認できず、また、相続人も特定できない状況にある。

なお、現在墓地の管理は、A 氏の一族と考えられる B 氏が行っている。

### 4 土地取得の経過

市が利害関係人として家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が B 氏を不在者財産管理人に選任した。

市はこの不在者財産管理人と平成 27 年 4 月 8 日に売買契約を締結した。

### 5 議会議決の必要理由

売買契約は締結したものの、当該土地が保存登記されておらず、本人も相続人も確定できないため、現状のままでは所有権移転登記ができない状態にある。

このため、不在者財産管理人と市との間で「訴え提起前の和解」を行い、所有権が市にあるという合意内容である和解調書により、登記を進めようとするものである。

今回、「訴え提起前の和解」申立てを行うにあたり、議会の議決をお願いするものである。

#### ※手続きの流れ

**和解申立ての議決** → 和解申立て → 和解（確定判決） → 所有権を移転する登記

#### ※訴え提起前の和解とは

財産上の争いについて、訴訟や調停によるまでもなく、双方の合意による解決の見込みがある場合に、当事者双方が簡易裁判所に出頭してする和解のことをいう（民事訴訟法 275 条）。合意内容が和解調書に記載されることにより、確定判決と同一の効力を有する。

# 市道岩手飯岡駅南公園線

凡例

- 完了区間
- 1工区
- 2工区

永井小学校

東西自由通路

西口広場

東口広場

今回案件箇所

車道整備済250m

14.0

盛岡南公園

岩手飯岡駅南公園線  
計画平面図 S=1/250

